

「法律事務職員基本研修テキスト」正誤表

本書に下記のとおり誤りがありましたのでお詫びの上訂正させていただきます。 2014年12月15日現在

(なお、今後の追加の訂正点等は、随時ホームページでも紹介する予定です。)

巻・ページ	行など	誤	正
(上巻)			
P 4	下から5行目	離婚や相続などの	離婚や親子関係などの
P 30	下から3行目	法95条	民訴法95条
P 217	利息制限法4条	4 前項の・・・	2 前項の・・・
P 228	下から5行目	1万円	2万円
(下巻)			
目次P 6	9行目・10行目	書式7-8、書式7-9	(削除)
〃 P 7	第6の2及び3	第1回後半	第1回公判
〃 P 8	刑事事件書式に加筆		書式8-7 保釈保証金充当許可申請書
P 36	4行目	「専有部分の表示」	「専有部分の建物の表示」
P 44	14行目	「減額限度表」	「経年減価(減点)補正率表」
P 65	2行目	(家手法272条1項)	(家手法273条1項)
P 85	下から10行目	定めるの人事訴訟事件(5頁参照)	定める人事訴訟事件(58頁参照)
P 93	7行目	34頁	86頁
P 111	下から8行目	調査にあった	調査にあたった
P 118	3 相続人の順位の囲み5行目	第2順位	第二順位
P 118	3 相続人の順位の囲み8行目	第3順位	第三順位
P 126	下から4行目	数字相続	数次相続
P 145	(2)②の4行目	民法969条の2 2号	民法969条の2第2項
P 145	〃 7行目	民法第9639条の2 2号	民法969条の2第1項
P 221	下から4～5行目	しれませんが、 思疎通	しれませんが、意思疎通